



歳末の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

本年も一年、大変お世話になりました。皆さま良いお年をお迎えください。

重要情報

1. 来年の税制改正大綱が発表

日本の税制は毎年変わり12月頃に来年分の改正概要が政府から発表されます。来年は中小企業の投資減税の延長、個人版事業承継税制の創設、消費税増税に伴う住宅ローン控除延長と車両関連税の軽減、配偶者居住権の財産評価などです。

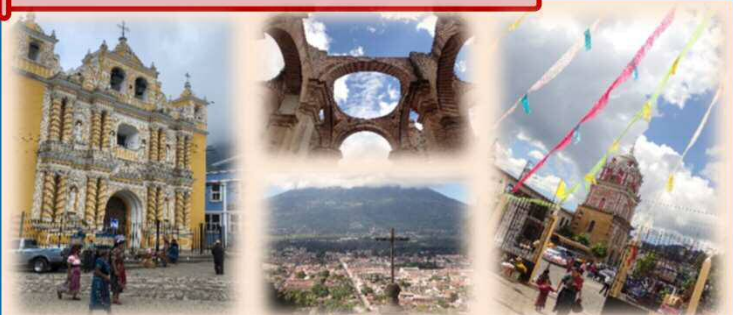
2. 消費税増税対策とキャッシュレス導入

2019.10月予定の増税後キャッシュ決済で5%還元が検討されています。導入店の負担を考慮し、手数料率を抑えることも検討中です。キャッシュ決済はクレジットカード以外に、【当面は】手数料のかからないQRコード決済等もあります。

3. スマホ確定申告2019.1月開始

マイナンバーカードやICリーダー不要でIDPW方式による電子申告がスマホタブレットで可能となります。IDPWは税務署での身分証提示による本人確認の上で発行されます。あくまでMNカード方式が普及するまでの暫定措置です。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バナー)



【グアテマラ2018.8月】グアテマラ報告③はカトリックの街並みです。ラテンアメリカ諸国に共通しますが、歴史的街区には教会があり、いまでも敬虔な信者が日々祈りをささげています。古い建物は500年ほど前のものになります。このような街づくりは大航海時代以降に進められました。スペイン人は中南米諸国の人々の支配にカトリックという宗教を利用したとされます。宗教は迷える子羊たちに生き方を教えるのが本質といわれますね。だから頭の良さに関わらず、分かりやすくなければなりません。絶望や悲しみ、苦悩や快楽、荘厳さや陰鬱さを、レリーフや絵画や像や音楽や歌で表現しました。だから宗教は、美術や音楽を発展させるのだと思います。でも、グアテマラは、ラテンアメリカの中でも抜群にその民族性が濃厚で、現在各地で執り行われている儀式は、カトリックのテイを為した「マヤ儀式」だったりします。日本もそうですが、土着信仰と外来宗教がフュージョンすることは多々あり、そうした場合たいてい元々の人たちが濃いことが多い気がします。

☆事務所からの連絡☆

年末調整に引き続き、年明けから給与支払報告、法定調書や償却資産税の申告などが始まりますので、ご準備をお願いいたします。

1月のイベント

- ・(納特分)下期源泉税納付
- ・法定調書、給与支払報告
- ・償却資産税申告
- ・確定申告準備(2月上旬までに資料提出のこと)

税金マメ知識

2019.10月の消費税引上げ時の経過措置です。

3. 資産の貸付 原則的に9月までの賃料は旧税率、10月以降は新税率が適用されますが、3月以前から続く契約で、賃料が明示されており、賃料変更できる定めがない場合(契約書に記載なければOK、借地借家法の増額請求は可)は、10月以降も旧税率が適用されます。
4. 通信販売 3月までに販売価格等の条件を決め、9月までに申込まれた商品を条件に従い10月以降に販売した場合は、旧税率が適用されます。
5. 前売り券など 10月以降に提供される旅客運送賃や、映画・演劇・競技会・美術館・遊園地等の入場料につき、9月以前に領収されたものは、サービス実施が10月以降であっても旧税率が適用されます。

晩酌のじかん

男たちは政治の話、社会の話、お金の話を。女たちは他人の羽振り、いない人の噂、日用品の価格を。酒席で飛び出す愚痴も、だいぶ変わりました。家族との日常、自分の価値、老後の計画と子どもたちの未来。アラフォー、折返し地点。酒の味も変わります。来年も美味しい酒が飲めますように。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red